破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５０号
函館市東山町179番地86
債務者　安島　郁子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５６号
函館市中島町１番16号
債務者　佐々木松男
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
岡山県総社市井尻野1558番地３　雇用促進事業団宿舎１－208、住民票上の住所岡山県総社市井尻野1558番地３　雇用促進事業団宿舎１－508
債務者　仲田　和世
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
岡山県倉敷市徳芳162番地３　アクティブ23－201号室
債務者　吉田　　伸
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目８番３号
債務者　越智　大祐
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１１１号
北九州市戸畑区小芝３丁目12番４－301号
債務者　羽田野由紀子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２１号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番２－406号
債務者　野尻　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２２号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番２－406号
債務者　野尻佐代美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２３号
北九州市小倉北区今町１丁目２番１－305号
債務者　井手尾真裕
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８号
北海道北見市東相内町629番地22、前住所北海道北見市幸町４丁目２番５号　ハイツサニーヒルＶ105号室
債務者　赤坂　陽平
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
北海道北見市幸町２丁目５番16号　幸二マンション10号
債務者　川畠　文子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
北海道北見市山下町３丁目３番９号　ホワイトレジデンス６号、前住所愛知県名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
債務者　山崎　義貴
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
北海道北見市とん田東町597番地14　イーストピア92　103号、前住所北海道北見市留辺蘂町旭１区151番地１
債務者　小野　純子（旧姓德井）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第８号
岩手県奥州市水沢区字川端166番地　ひばりが丘住宅１号棟　２－３号
債務者　宍戸　里美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第４０号
埼玉県鶴ヶ島市新町１丁目３番地５
債務者　甲斐　礼奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７７号
埼玉県坂戸市大字浅羽1393番地　コーポアライ203号室
債務者　今井　信吾
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第８０号
埼玉県川越市今成４丁目24番地48
債務者　高山　　博
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部